平成26年度第12回理事会議事概要

日 時: 平成27年3月25日(水) 15:30~16:15

場 所:森林総合研究所 特別会議室

出席者: 理事長 鈴木 和夫

理事(企画・総務担当) 鈴木 信哉

理事(研究担当) 大河内 勇

理事(森林業務担当) 城土 裕

理事(業務承継円滑化・適正化担当) 百々謙治郎

監事 滑志田 隆

監事 西田 篤實

総括審議役 肥後 賢輔

総括審議役 飯田 道夫

審議役 安樂 勝彦

企画部長 落合 博貴

総務部長 飯干 好徳

1. 開会

2. 議事

本日は議題が7件、報告が5件となっております。順次説明をお願い致します。

(1) 平成27年度計画(案) について

(落合企画部長)

資料の I の1をご覧ください。当所の平成27年度計画につきましては、森林保険業務が加わったことが大きなものです。第1の1の研究開発の推進の5ち、1ページから4ページのA~Iまでの事項につきまして変更があります。

第1の2において森林保険業務の推進が追加になっております。そして、9ページ第 1の4の行政機関の記述において森林保険業務の受入れについての記述は削除となっております。

第2の1効率化目標の設定において、森林保険業務の記述が追加に、水源林造成事業に係る数値が変更になっております。第2の2資源の効率的利用(2)の組織等において、森林保険業務が追加になっております。13ページ、第2の3契約の点検・見直しにおいて「監事監査の指針」が変更となっております。第2の4の内部統制の充実・強化においては、国立研究開発法人と分類されたことに伴う修正が入っております。

14ページから15ページ第3の2として森林保険業務が追加になっております。第3の4予算については、数字が変更と、森林保険業務が追加になっております。19ページ収支計画において森林保険業務が追加になっております。21ページ資金計画においても森林保険業務が追加になっております。

22ページ第4短期借入金、第6剰余金の使途において、それぞれ森林保険業務、森林保険勘定が追加になっております。第7の2人事に関する計画において、人員計画と人材の確保において森林保険業務に関する追加がされております。第7の4では、文書の電子決済が追加になっておりますとともに、その下、情報セキュリティ対策のための統一基準が平成26年度版に更新されたことに伴う変更がされております。以上でございます。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(2)平成27年4月1日における組織改編(案)について (飯干総務部長)

資料番号 I の2をご覧ください。平成27年度研究部門、研究支援部門を含む組織 改正についてでございます。今回発覚致しました不適正な経理処理に係る再発防止 策の一環としまして、林野庁からの強い指導を踏まえ、総務部門については、契約依頼、契約決議、検収業務の3部門の牽制機能を発揮させるため、組織を再編致します。なお、これに伴い、契約・物品管理部門は管財課に移すため、用度課は廃止となります。また、企画部につきましては、内部ガバナンスの強化等の観点から組織を再編致します。以上を踏まえた組織改正について説明致します。

まず、契約適正化推進室、これは新設になります。組織人員としては、室長、係長、係員、併任1名、再雇用1名の5名でスタートとなります。業務内容ですが、1つめ、研究職員から研究開始前に物品購入計画書を提出頂き、契約適正化推進室で内容を審査し、審査結果を理事長へ報告致します。同時に4半期ごとに物品購入に係る発注見通しを公表します。2つめ、研究用物品を購入する場合には、契約依頼票に購入理由書を添付し、購入計画と照合し、必要性、品質、数量及び購入時期などの妥当性について審査致します。3つめ、研究職員からの物品購入に係る相談窓口としての業務を行います。

次にコンプライアンス推進室についてです。これも新設になります。人員としては、室長を総括審議役が事務取り扱いし、専門職を配置してスタート致します。業務内容は、1つめ、コンプライアンスの保持・推進のための計画策定や研修を行います。2つめ、コンプライアンス委員会の事務局を担います。3つめ、契約段階の審査、つまり、業者の選定方法が適正であるかの審査を行います。4つめ、取引業者から誓約書の提出を求めるとともに、業者の指導・監督を行います。

次に監査室です。これは係増設です。室長、係長2名でのスタートとなります。監事の機能強化等による法人内部ガバナンスの強化を図るため、監査第2係を新たに設置し、監事の補佐体制の整備強化に資することとします。また、経常監査、会計検査等の通常業務のへの対応の強化も図ることと致します。

次に企画部の組織再編です。大きく2点です。1点目は、研究協力科の業務を研究 企画科と研究管理科に移すことにより国内外の研究支援業務の一体的・効率的な実 施、産官学連携研究の円滑な推進、研究成果の知財としての一層の適切な管理に資 することと致します。2点目は、情報セキュリティ強化のため、研究情報科を研究情報科 と広報普及課に分け、それぞれの業務の機能強化を図ることと致します。資料には現 行組織と改正組織の対照表を添付しております。以上です。

(鈴木理事)

契約適正化推進室には、研究物品のことが判る者を配置するのでしょうか。確保はできたのでしょうか。

(飯干総務部長)

確保できております。再雇用ですが、研究職OBです。

(城土理事)

引き続き、森林農地整備センターの組織改正について、ご説明致します。「森林整備センター」への名称変更については、既に理事会ので決定済み事項です。今回は、 3点ございます。

1点目が、理事の担当職務及びそれに併せて名称の変更です。ご承知のように、農用地整備事業が終了したこと、更に、閣議決定であります独法改革に関する基本的な方針により、法令遵守等を確保するための体制の強化が求められていることから、業務継承・適正化担当理事を法令遵守担当理事に変更することとさせて頂きたいと考えております。

2点目は、これも独法改革の基本方針に基づくものですが、内部ガバナンスの強化の観点から、研究育種業務、保険センター業務との連携も含めまして、森林整備センターのコンプライアンスの監事監査に関する業務を総括調整する審議役を設置したいと考えております。このため、審議役の担当について、現在の組織運営担当から監査・リスク担当に変更して、内部ガバナンスの強化に対応したいと考えているところです。

3点目は、管理部の名称変更についてであります。森林整備センターと名称変更したことに伴い、管理部を森林管理部とし、より担当業務を明確に位置づけるという趣旨であります。

(百々理事)

契約段階の審査はコンプライアンス推進室よりも、契約適正化推進室で行うべきなのではないかと考えますが。

(飯干総務部長)

ご説明した契約段階の審査とは、取引業者が法令遵守等適切に行っているか等を 審査する意味であります。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(3)(独)森林総合研究所の規程等の改正について

(飯干総務部長)

資料 I-3をご覧ください。当所の規程等の改正についてであります。まず、改正が必要な背景ですが、4点ございます。

1点目は、通則法改正に伴う、国立研究開発法人への名称の変更に対応するための改正です。

- 2点目は、森林保険業務の受入れに伴う改正です。
- 3点目は、森林整備センターへの名称変更に伴う改正です。

4点目は、リスク管理、監事監査等に係る内部統制の整備・強化に伴う改正です。次にどれ程の数の規定を改正するかですが、名称変更に係る改正はほぼ全ての規定が対象になります。森林保険業務に係る改正が69、制定が32、森林整備センターに係る名称変更が192、内部統制に係るものでは、リスク管理が6,監事監査が6となっております。数については、個表で整理しておりますので、ご覧ください。また、改正・制定される規定の一覧をその改正理由が判るように整理した一覧表を資料として1ページから20ページまで添付しておりますので、後ほどご覧ください。

更に、通則法の改正により、業務方法書に業務の適正化を確保するための体制の整備に関する事項、つまり、内部統制システムの整備に関する事項を記載しなければならないと定められました。これは、具体的には、当所の新業務方法書第10章でそれに関する規定を整備すべきとされている事項ですが、これに関する規定については、非常に策定作業に検討を要すること等から、総務省より、必要な内部規程が定められる間、その整備期限に関する規定を定め、かつ、規定が整備されるまでの間、内部統制の適正化に努めるよう担保措置を講じるべきとの見解が示されたところです。これを受け、国立研究開発法人森林総合研究所業務方法書第10章に規定する整備すべきとされた事項に係る規定の整備期限に関する規定(案)、及び了解事項(案)を理事会審議事項とさせて頂いたところであります。資料のとおり、了解事項の案は4点あります。なお、当所リスク管理規定(案)をその一例、9月末までに整備しなければならない規定の例としてお示しさせて頂いております。ご審議よろしくお願い致します。

(城土理事)

9月までに整備する規定を示して頂きたい。

(鈴木理事)

4月1日には検討が不十分であるが整備しなければならないものの内容として了解事項をお示ししたところであり、この了解事項を内容とする規定を9月末までに整備するということでありますので、ご了解ください。今回、ひな型というか、例示させて頂きましたが、例えば、反社会的勢力への対応については、今まで全く規定とかは無い訳でありありまして、これをどのようにして規定として取りまとめるかを9月末までに終了させるということでございます。それまでの間、当所に対応方針が何も存在しないというのでは問題があるので、了解事項案として提案させて頂いた次第であります。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(4)運営費交付金債務(繰越金)の使途について (飯干総務部長)

資料 I - 4をご覧ください。運営費交付金債務、つまり繰越金の使途についてであります。大きく2点です。

1点目は、一昨年の8月の理事会で承認頂いた繰越金の使途についての報告です。 平成26年度末現在の、平成25年度予算分までの繰越金7552万円を財源として、34 52万円を支出し、その残額が4100万円となりました。

2点目は、平成27年度における繰越金の使途についてであります。平成25年度までの予算残額4100万円と平成26年度予算残額の合計7600万円についての使途についてであります。具体的には、施設改修に伴うPCBを伴うトランスの廃棄に300万円、新会計システムの導入に4200万円他としています。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(5)森林農地整備センター職員の募集について (城土理事)

資料 I -5の(1)(2)で説明致します。平成27年8月1日の森林整備センターの中途採用及び28年4月1日の新規採用についてでございます。森林整備センターの職員数については、定員数366に対し、現在、実定員359名であります。また、平成27年度においては中途退職も見込まれているところであります。そのような中で、森林整備センターにつきましては、受け皿法人の検討もなされているところです。このため、平成27年度中途採用と平成28年度4月1日の採用を行うこととし、採用者数は実定員との差分を含めて必要最低限の採用とし、計12名を予定しております。一時新規採用を停止していたことによる年齢的な構成を埋めると考えから、中途採用者については既に大学を卒業した者を念頭に、選考方法についても一般教養、適性に加えて論文試験を通じて人物評定をした上で採用したいと考えております。28年4月採用につきましては、新卒者採用を念頭においており、選考につきましても、一般教養、適性に加え専門試験も行った上で採用したいと考えております。

(鈴木理事)

中途採用者に23歳の者が応募しても問題無いのでしょうか。

(百々理事)

人物評定で良ければ採用されることは、当然あり得ます。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(6) 監事監査報告について

(滑志田監事)

資料 I-6をご覧ください。平成25年度及び平成26年度の業務に関する監事監査の報告を平成27年3月19日付けで理事長宛てに提出させて頂いたという報告でございます。I とII に分けた報告書となっております。I については、西田監事と私の連名で、II については私が作成しております。特に、内部統制に係る視点から、森林総研が国民に対する説明責任を所全体として、また、役職員一人一人が果たしていかなかればならない、そのためには、内部統制、I スク管理を徹底していく必要があるということも報告しております。

具体的には、報告書Iにおいては、中期計画の達成状況、業務の効率化、給与水準の適正化の確認、一者応札・応募状況の改善策、保有資産の見直しへの取組み、内部統制の状況とその強化への取組み、情報の管理や論文不正の防止への取組み、知的財産管理、育種センター、支所、育種場、更に実験林での研究の状況、そして、不適正な経理処理の再発防止策への取組み等に分析を行った報告としております。

報告書IIでは、水源林造成事業の役割、つまり国土保全事業としての役割を国民に 更に積極的に伝えることが必要であるとの分析を行い記載しております。また、地球温 暖化防止の観点から、つまり水源林造成により二酸化炭素を吸収する役割を担った事 業であることを改めて国民に周知することが重要であるとも分析し、記載しております。 更に、今年度で終了する邑地西部区域特定中山間保全整備事業についても公共事業 として着実に事業完了したことを確認した旨を記載しております。

(理事長)

理事長として、2点テイクノートさせて頂きたいと考えます。

1点目は、森林総研は、新年度から3本柱になる訳で、その3本柱である研究育種、水源林造成、森林保険がバラバラにならないためには、組織として一体的に業務を遂行するためには、サイエンスアンドテクノロジーというものが、その3つの母体を横串に刺していることを意識することが必要であると考えます。

2点目は、水源林造成事業ですが、業務として粛々と行うだけではなくて、国民に対して説明責任がある、特に国土強靱化法が施行になっており、積極的に国民に対して事業の意義を報告、もちろんサイエンスアンドテクノロジーと連携してということであり、この2点を滑志田監事の報告 I II を受けてテイクノートしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(西田監事)

不正経理については、単年度だけの話ではなく、職員にそれを是正する力が無かったというのが問題だと考えております。是非、不正があった時には、その芽を早めに潰すシステムを整備して頂きたいと感じております。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(7)役職員給与等の規定の一部改正について(案)

(飯干総務部長)

資料 I - 7をご覧ください。4つの規定、役員給与規程、役員退職規定、職員給与規程、職員退職手当支給規定についての改正についてであります。まず、役員給与規程については、昨年の12月5日の理事会で、人事院勧告に基づく、平成26年度の期末特別手当、俸給月額の引き下げ、地域手当の改正について審議頂き、ご承認を頂いていたところですが、職員の給与について労働組合との協議が整っておらず、未だ協議中であることから、地域手当については1%の引上げ改正を見送ることの再度の改正の提案でございます。また、国立研究開発法人と名称の変更、森林整備センターへの名称の変更も含んだ改正案となっております。

2番目の役員退職手当規程については、名所の変更、業績勘案率を大臣が決定、 俸給月額の差額調整分を退職手当に反映させないという内容の改正案でございます。

3番目、職員給与規程については、やはり名称の変更及び平成26年度の人事院勧告に基づいた期末手当の改正、つまり、100分の15を、26年度は12月期の手当に反映させたところですが、それを6月期と12月期に均等に按分するという改正案でございます。

4番目は職員退職手当支給規定についてであります。これは、名称の変更に加え、森林保険センターという新組織が誕生し、そこに林野庁等から出向者があるための措置についての改正であります。詳細は資料のとおりであります。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(肥後総括審議役)

以上で議題の説明を終わります。続いて報告事項の説明に移ります。

(8)(独)森林総合研究所における不適正な経理処理事案について (鈴木理事)

今月、第4回目の調査委員会を開催致しました。今後、2回から3回調査委員会を開催し早期に結論を得たいと考えておりますので、ご報告致します。

(9)業務方法書及び中期計画の変更について

(鈴木理事)

前回理事会では、業務方法書、中期計画については、3月中旬に変更申請を行い、下旬に認可ではないかという説明をさせて頂きましたが、現在の状況についてご説明致します。業務方法の変更については、3月12日に理事長より大臣宛てに変更の認可申請を行いました。そして、3月20日付けで大臣より認可するとの通知を頂いております。中期目標を達成するための中期計画の変更については、3月12日に変更申請しておりますが、現在、財務省協議中ということでありまして、間もなく認可されるということでございます。前回理事会では見込みでの報告でしたので、現在の状況を報告させて頂きました。

(10) 平成26年度水源林造成事業の実施状況について

(城土理事)

水源林造成事業の実施状況については、これまで、予算額で報告していたところです。予算の推移については研究所会議で報告させて頂いていること、実際の事業量ではどういった推移かを理事会の皆様にもご認識頂きたいということで、今回事業量でお示し致しました。また、今期中期計画の単年度毎の事業量も、新植、間伐、作業道の3つについて、表のとおり整理致しました。事業量に幅がありますので、予算に左右されております。特に補正予算の額が大きい要因となっております。

(滑志田監事)

補正予算で事業が繰り越された場合、当該の補正予算年度に計上されているのか、 それとも繰り越されて実際に事業が実施された方に計上されているのかどちらでしょう か。

(城土理事)

実際に事業を実施した年度、つまり繰り越された年度に計上されております。

(11)水源林造成事業リスク管理委員会の設置について (百々理事)

資料のII-3をご覧ください。水源林造成リスク管理委員会を3月16日に開催しております。公共事業を実施する事業体として法令遵守、契約の適正性を明確にする、信頼性を確保するということが、独立行政法人改革等に関する基本方針で示されており、これを着実に実行していくという趣旨でこの委員会を設置し、3月16日に開催したところであります。最初の会議であり、概要説明にかなりの時間を費やしておりますが、この議題の6にありますように、水源林造成事業のリスクについて委員にご説明しました。次のページに委員名簿がありますが、外部委員としまして、日本大学の井上先生、武田弁護士、楡井公認会計士の3名の方に外部委員として加わって頂いております。

今後、本所でもリスク管理委員会が設置されていくことになると思いますが、その下部機関として、水源林造成に関するリスクについてここで議論していくということになります。議論された結果については、必要なものを本所のリスク管理委員会にも報告していくこととして参りたいと考えております。

(城土理事)

総務部長から審議事項として例示のあった、森林総研のリスク管理規程案が、親の 規定になりますので、それが制定された際には、森林整備センターの水源林造成事業 リスク管理委員会運営規程もそれに準じて改正される場合があることをご承知おきくだ さい。

(12)森林農地整備センターのコンプライアンス推進への取組みについて(百々理事)

資料のII - 4をご覧ください。3月13日に森林農地整備センターコンプライアンス推進委員会を開催し、26年度の取組み状況の総括、27年度の重点取組み方針を決定致しました。その内容につきましては、昨日、理事長宛てに資料を添付して送付させて頂きました。後ほどご覧頂きたいと思います。26年度の取組みの総括については、ここに記載のとおり、実践行動以下4点の取組みを行いました。また、コンプライアンスの周知・徹底及び強化にも取組みました。次ページの4のコンプライアンス意識の浸透度把握につきましては、毎年整備センターの職員の意識がどの程度高まってきているのか、自己診断ではありますが、評価を継続していっているところです。その結果を見ますと、毎年すこしづつ上がって来ていると判断しています。特に、基本3原則につき

ましては、8点台かなり高い評価となっております。これはまさに取組みの成果ではないかと考えております。

全体総括としては、21年度以降コンプライアンス遵守の取組みを実施してきておりますが、原点に立ち返る必要もあるということで、27年度の重点取組み方針を策定しました。まず、一番はコンプラアンス違反を未然に防ぐ組織づくりということで、労働安全活動ですと、通常、危険予知活動というのを行っておりますが、コンプライアンスについても、本当に違反の事例が発生が無いのかを、造林契約地選定から伐採・収穫にいたる全ての行程における諸手続、あるいは、予算、会計等々の諸手続、服務、情報セキュリティ、外部との交流について、危険予知活動として全てリストアップして、対策を講じていこうとするものです。当然、こうした活動の中で、リストアップされたものについては、理事長に報告致しまして、森林総研全体にも反映していければと考えております。

(飯干総務部長)

森林農地整備センターは3月13日に開催されたということでありますが、本所のコンプライアンス推進委員会は、本日午前中に開催致したところです。その内容は、やはり26年度の取組みの報告及び総括、それらの自己評価を致しました。そして27年度の取組みについては、B、Cと評価された項目について、その反省に立って、取組みを強化することについて議論をし、計画に反映させております。

また、新規に追加した項目としては、コンプライアンス推進室、契約適正化推進室など、コンプライアンス遵守に関連する業務を担う組織を新たに設置しましたので、それらの組織が十分に機能するよう運営していくこと、監事の補佐体制の整備による内部ガバナンスの強化、効力あるコンプライアンス研修の実施等についても盛り込んでおります。

(13)その他

(西田監事)

3月20日に監事連絡会総会が開催されました。当所は、第7部会の世話人となりました。これらの事務については、所のサポートが必要ですので、よろしくお願い致します。なお、全体の世話人としては、科学技術振興機構、理科研となっております。

(理事長)

本件については、次期監事への事務引継をよろしくお願いします。

(肥後総括審議役)

報告事項は以上です。これにて終了致します。